

リスク評価(一次)評価Ⅱにおける *N, N*-ジメチルホルムアミドの評価結果について
(人健康影響)

＜評価結果及び今度の対応について＞

- *N, N*-ジメチルホルムアミドについて、人健康影響に係る有害性評価として、既存の有害性データから一般毒性、生殖・発生毒性及び発がん性の有害性評価値を導出し、暴露評価として、化審法の届出情報、PRTR 情報等に基づく予測環境中濃度の計算、環境モニタリングによる実測濃度を収集し、暴露濃度及び摂取量の推計を行った。リスク評価としてこれらを比較した結果、排出源ごとの暴露シナリオでは、暴露濃度が有害性評価値を超えた地点は限られていた。一方で、様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオ及び環境モニタリングによる評価では暴露濃度及び摂取量が有害性評価値を超えた地点は確認されなかった。また、製造・輸入数量の経年変化は、平成 23 年度以降ほぼ横ばいであった。
- このことから、現在推計される暴露濃度では、*N, N*-ジメチルホルムアミドによる環境の汚染により広範な地域での人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。
- 他方、排出源ごとの暴露シナリオにもとづく予測環境中濃度が有害性評価値を超えた地点が確認されたことから、PRTR 情報による排出量上位事業者に対してリスク評価の結果を通知して自主的な取組を促し、排出状況の改善を確認した上で化審法第 11 条第 2 項二に基づき優先評価化学の指定の取消しを行うものとする。